

## 醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、醸造用ぶどうの産地の維持・生産の拡大に向けて、醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する、醸造用ぶどう産地育成事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、醸造用ぶどう安定取引推進会議に対し、交付するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 この事業は、推進会議の取組により、ワインメーカーとの長期取引契約を締結し、醸造用ぶどうを新植する農家に対する支援として、棚、垣根等の設置、土壌改良、苗木の購入、育成に要する費用に対して、推進会議に補助するものであり、補助額は別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 推進会議は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあつては、前項第1号の規定による手続を省略することができる。

### (補助金の交付額の算定)

第6条 補助金の交付額は、次の基準により算定する。

- (1) 補助金の交付単価は、別表のとおりとする。
- (2) 補助対象面積は、推進会議の取組みにより、ワインメーカーとの長期取引契約を締結し、醸造用ぶどうを新植する面積とする。
- (3) 交付額は、補助対象面積に別表に定める各交付単価を乗じて得た額とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日、又は、中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書（様式第6号）に係る書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了、又は、中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了)

第11条 この事業は、ほ場への苗木の植え付けをもって完了とし、天災など特別な場合を除き、事業が完了しない場合においては、既に交付した補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる機械及び器具等（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他知事が補助金交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、この要綱は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

### 1 補助金の交付単価

#### (1) 既存の棚を活用し、新植する場合

単位：円

	交付額	内容
10 アール当たりの 交付単価	50,000	土壌改良費 苗木代 育成費

#### (2) 新たに棚・垣根等を設置し、新植する場合

単位：円

	交付額	内容
10 アール当たりの 交付単価	200,000	棚・垣根等資材費 土壌改良費 苗木代 育成費

※補助金の額は、1,000 円未満を切り捨てとする。

様式第 1 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

交付申請額 円

※別記「醸造用ぶどう産地育成事業計画書」を添付

※醸造用ぶどう安定取引推進会議設置報告書（要領 4 別添様式 1 号及び 2 号）の写しを添付

別記

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業計画書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 農家とワインメーカーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内 容	備 考

(4) 今後の推進会議の開催計画

開催日	開催場所	内 容	備 考

4 申請額の算出

(1) 契約栽培の締結実績

契約農家名	契約メーカー名	棚・垣根等の 新設の有無	契約面積(a)
合計			

※各契約書の写しを添付

(2) 補助金交付申請額

	面積 (a)	申請額 (千円)
新植のみの面積の合計		
棚・垣根等を新設する 面積の合計		
合計	a	千円

※補助金の額は、新植のみ場合は5万円/10a、棚・垣根等を新設する場合は20万円/10a を乗じて算出した額とし、千円未満は切り捨てとする。

5 事業完了日 年 月 日

様式第2号

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、  
次の理由により事業計画を変更したいので、醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付  
要綱第5条（1）の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面  
を添付すること。

様式第3号

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、  
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、醸造用ぶどう産地育成事業費補助金  
交付要綱第5条（2）の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

様式第4号

番  
平成 年 月 日 号

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 殿

山梨県知事 氏名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 ( 当 座 ・ 普 通 )

口座名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

様式第6号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、  
醸造用ぶどう産地育成事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別記のとおり報告  
します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 (当座・普通)

口座名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

別記

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業実績報告書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 農家とワインメーカーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内 容	備 考

4 補助金額

(1) 契約栽培の締結実績

契約農家名	契約メーカー名	棚・垣根等の 新設の有無	契約面積(a)
合計			

(2) 補助金交付申請額

	面積 (a)	申請額 (千円)
新植のみの面積の合計		
棚・垣根等を新設する 面積の合計		
合計	a	千円

※補助金の額は、新植のみ場合は5万円/10a、棚・垣根等を新設する場合は20万円/10a を乗じて算出した額とし、千円未満は切り捨てとする。

5 事業完了日 年 月 日

6 添付資料

- (1) ほ場の場所が確認できる資料
- (2) 新植のわかる写真、棚・垣根等の新設がわかる経費等の領収書等の写し

様式第8号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 印

### 財産処分承認申請書

平成 年度醸造用ぶどう産地育成事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、醸造用ぶどう産地育成事業費補助金要綱第12条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分使用とする理由
- 4 その他必要な書類